

移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「機構」という。）が、移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、民間（NPO等の団体、個人）による鳥取県への移住希望者の新規開拓及び移住者の定着促進につながる取組や、民間移住支援組織のネットワーク化を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 機構は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる補助対象事業に要する経費とし、その額から、当該補助対象事業に伴う他の補助金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、補助対象経費が委託費の場合については、県内事業者が実施したものに限る。なお、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と機構が認めた場合については、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、本補助金以外の機構の補助金等の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

(交付申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）及び事業収支予算書（様式第3号）を添えて、別表の第6欄に掲げる日までに機構に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 前条の規定による交付申請書の提出があったときは、原則として、交付申請を受けた日から20日以内（機構の休日日数は、算入しない。）に交付決定を行い、交付決定通知書（様式第4号）を申請者に送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、機構は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(交付申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定通知を受けた日から起算して20日以内に限り、交付申請を取り下

げることができる。

- 2 前項の規定により交付申請が取り下げられたときは、当該交付申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(着手届)

第7条 申請者は、本補助金の補助事業については、着手届を要しない。

(補助事業の変更)

第8条 申請者は、別表の第7欄に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ様式第5号による申請書を機構に提出し、機構の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、次に掲げる日までに実績報告書(様式第6号)及び請求書(様式第7号)を機構に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業がすべて完了したとき又は中止若しくは廃止したときにあつては、それらの日から10日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあつては、交付決定年度の翌年度の4月10日。

- (2) 補助事業の完了予定日の属する年度が終了したときにあつては、その属する年度の翌年度の4月10日。

- 2 実績報告書(様式第6号)に添付すべき書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 機構は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通告するものとする。

- 2 申請者は、補助金の額が確定したとき、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については概算払いをすることができる。

- 2 機構は、申請者から提出された概算払申込書(様式第9号)に基づき概算払をするときは、あらかじめ概算払決定通知(様式第10号)を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 機構は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、対象事業に関し、法令、条例、規則、本要綱若しくは他の規程又はこれらに

基づく処分に違反したとき。

(2) 申請者が、本要綱の規定又は決定内容等に違反したとき。

(3) 申請者が、第5条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定は、第10条による交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

3 機構は、第1項の場合以外においても、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定内容を変更することができる。ただし補助事業のうち既に遂行した部分については、この限りでない。

(1) 天災地変その他交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなったとき。

(2) 次のいずれかの事由（申請者の責めに帰すべきものを除く。）により、補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。

ア 申請者が、補助事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと。

イ 申請者が、補助事業に要する経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと。

ウ その他交付決定後に生じたやむを得ない事由

4 機構は、第1項又は前項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

5 第1項又は第3項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を支払っているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

6 機構は、前項の返還を命じたときは、第3項第1号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を受領した日から納付を完了した日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

7 第5項に基づく補助金の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

(押印の省略)

第13条 第4条1項の様式第1号、第8条1項の様式第5号、第9条1項の様式第6号及び様式第7号、第9条2項の様式第6号、及び第11条2項の様式第9号の書面への押印は、記名をもって省略することができる。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 8年 5月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象事業	1 移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業 鳥取県への移住希望者の新規開拓及び移住者の定着促進につながる活動。 なお、以下の条件を満たすこと。 ア 宗教活動、政治活動でないこと。 イ 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。 ウ 補助対象経費について、本補助金以外の機構の補助金等を受けない事業であること。 エ 移住希望者等の情報を収集できる活動であること。また、事業実施後は速やかにイベント等に参加した移住希望者等のリストを様式第8号により作成し、機構に提出すること。その際、ふるさと鳥取県定住機構からメールマガジンやダイレクトメールを送付することの可否について、リスト掲載者に確認すること。なお、事業が複数回にわたって行われる場合、様式第8号は、実施の都度速やかに作成し提出をしなければならない。 オ 名簿の作成にあたっては、収集した個人情報、機構において登録希望のメルマガ配信、DM発送以外の目的で利用することはないことを参加者に説明しなければならない。 2 民間移住支援組織ネットワーク活動支援事業 民間移住支援組織が連携して行う地域情報の発信等、移住者の受入れ、定着促進につながる活動。なお、上記ア～オに加えて、以下の条件を満たすこと。 カ 地域及び民間移住支援組織の活動の活性化を意図した取り組みであること。 キ 特定の集落や市町村だけでなく、複数の市町村に波及効果の及ぶ取組であること。 ※既存の取組と同様のものを同様の参加者により行う場合は対象外とする。 （過去に本補助金を受けた同様の取組（同様の参加者である場合を除く）に係る申請について妨げるものではないが、新規の取組に係る申請を優先する。 この場合において、過去に本申請を受けた同様の取組については、その取組内容について、本県への移住希望者の新規開拓につながる活動を支援するといった制度目的に合致しているかどうか精査の上で交付の決定を判断するものとする。）
2 補助対象経費	1 移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業 （1）移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進につながる活動（ソフト事業に限る）を行う場合 ・移住定住に係るチラシ作成、映像作成等広報費（取材・撮影・編集作業に係る委託料、著作権料、出演者謝金等） ・ダイレクトメール等発送費用 ・イベント等の開催経費 ・イベント等におけるオンライン面談システム（非接触型の面談等を実施するためのオンライン通話サービス）の利用に要する経費（サービス利用に係る基本契約料、管理料等） ・会場・車両等借り上げ費用

	・講師謝金、講師特別旅費 ・いなか暮らし体験費用（体験費用として支払う経費、材料代等） ・宿泊費（いなか暮らし体験ツアーの要素を含む場合において、移住希望者の宿泊に要する費用に限る） ・都市部等でイベント等を行う際のスタッフの旅費（打ち合わせ等のための旅費は除く）スタッフの宿泊費・旅費については、鳥取県の規定に従った額に準ずる。 ・茶菓代及び食材料費（飲食費は参加者の自己負担を原則とするが、移住希望者との交流、移住者の体験を目的とする場合で、交流カフェのコーヒー代やもちつき大会や地元伝統料理教室等で提供する材料費等は対象とする。） [対象としない経費] ・人件費、団体の運営に係る経常的な経費 ・備品購入費用 ・イベント等参加者の旅費 (2) 「子育て」、「若者の就業・起業」、「シェアハウス」、「テレワーク」及び「副業・兼業」をテーマに県外の若い世代を呼び込む新たな取組（ソフト事業に限る）を行う場合 ・上記（1）で対象として掲げる経費 ・人件費（新たな取組を行うために直接必要な人件費に限る。） ・イベント参加者の来県旅費（上限7千円／人） [対象としない経費] ・人件費（新たな取組を行うために直接必要な人件費を除く。）、団体の運営に係る経常的な経費 ・備品購入費用 2 民間移住支援組織ネットワーク活動支援事業 (1) 民間移住支援組織が連携して行う地域情報の発信等、移住者の受入れ、定着促進につながる取組 ・上記1（1）で対象として掲げる経費 ・人件費（事業に係るアルバイトなど臨時的に要する人件費に限る。） [対象としない経費] ・人件費（事業に係るアルバイトなど臨時的に要する人件費を除く。）、団体の運営に係る経常的な経費 ・備品購入費用 ・イベント等参加者の旅費
3 事業実施主体	1 移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業 民間（NPO等の団体、個人） 2 民間移住支援ネットワーク活動支援事業 複数の民間移住支援組織で構成するグループ ※ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を除く。

4 補 助 率	10／10
5 限度額	1 移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業 （１）・（２）300千円 2 民間移住支援ネットワーク活動支援事業 （１）300千円
6 交付申請時期	原則として、事業開始の20日前まで
7 承認が必要な変更	（１） 本補助金の増額を伴う変更 （２） 事業対象地域の変更 （３） 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更 （４） 補助事業を中止又は廃止しようとするとき
8 そ の 他	・ 同一事業実施主体に対する支援は、年1回に限る。 ・ 開催日の決定にあたっては、あらかじめ機構と調整するものとする。 ・ 他の活動団体の参考とするため、採択された事業内容等については、個人情報を除き公表することがある。 ・ 業務完了後の検査では、支出の公平性、透明性がきちんと確保されているかどうか確認する。

様式第1号 (第4条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人 ふるさと鳥取県定住機構
理事長 様

$$\overline{\text{T}}$$

住所

申請者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業補助金
 交付申請書

令和 年度移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業補助金の交付を受けたいので、移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 算定基準額（見込み） 金 円

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書 (に準ずる書類)

様式第2号（第4条、第9条関係）

令和 年度移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業補助金
事業計画（報告）書

区 分	内 容			
事業の名称				
事業の目的				
事業の期間	開始	令和 年 月 日	完了	令和 年 月 日
実施体制	※十分な体制のもと、取組を主体的に行い計画を実現できることが分かるように記載すること。			
事業のプラン内容 （別紙でも可）	※①実施予定日、②対象者、参加（予定）人数、③開催場所、④事業概要などを記載すること。なお、実施が複数回となる場合は、それぞれについて記載してください。			
他の補助金・交付金の活用	□ 活用しません ※活用される場合、第3条第4項の規定により本補助金の交付は受けられません。			

※上記の内容が記載されていれば、様式は別様でも構いません。

※下記の書類も提出してください。

団体規約（規約がない場合には、団体目的、活動概要がわかる書類）、構成員名簿など

※実績報告の場合は、支出を確認できる書類（領収証の写し等）、チラシ・パンフレット、参加者数（実績）のわかるもの、参加者アンケートの集計結果、事業実施による効果や課題を添付すること。

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電 話： 電子メール：		

様式第3号（第4条、第9条関係）

令和 年度移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業補助金
収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：円）

科 目	予算額	（実績報告時のみ使用）		備 考
		決算額	増減額	
補 助 金				
自己資金				
参 加 費				
そ の 他				
合 計				

2 支 出

（単位：円）

区 分	予算額	（実績報告時のみ使用）		備 考
		決算額	増減額	
合 計				

公益財団法人 ふるさと鳥取県定住機構
理事長 印

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、交付要綱の規定に従わなければならない。

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和 年 月 日付 鳥定住第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

事業の名称	
交付決定（内示）額	
変更（中止・廃止）後の額	
差引	
変更（中止・廃止）の時期	
変更（中止・廃止）の理由	
添付書類	1 変更（中止・廃止）後の事業計画書 2 変更（中止・廃止）後の収支予算書（に準ずる書類）

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和 年 月 日付 鳥定住第 号による交付決定に係る事業の実績について、移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

事業の名称		
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

様式第7号（第9条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長 様

住 所
氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業
補助金請求書

令和 年 月 日付鳥定住第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり請求します。

記

事業の名称		
支払い請求額		
支払金融機関	金融機関名	
	口座の種類	
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	

様式第 8 号（別紙関係）

〇〇〇〇 事業参加者一覧表

事業実施主体

事業の名称

開催日時 平成 年 月 日

開催場所

参加者数 人

番号	(ふりがな) 氏 名	年 齢	性 別	郵便番号 ・ 住 所	電話 番 号	電子メール アドレス (PC)	ダイレクト メール 希望 ○×	メール マガジン 希望 ○×
				〒				
				〒				
				〒				
				〒				
				〒				
				〒				
				〒				

様式第9号（第11条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長 様

住所氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業
補助金概算払申込書

区 分		内 容		
事 業 の 名 称				
団 体 名				
代 表 者 名				
連 絡 先 (電 話 番 号)		〒 電話：		
概 算 払 が 必 要 な 理 由				
支 払 希 望 時 期 (年 月)		平成 年 月		
支 払 金 融 機 関	金 融 機 関 名			
	口 座 の 種 類		口 座 番 号	
	口 座 名 義	(フリガナ) -----		

様式第10号（第11条関係）

鳥定住第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人 ふるさと鳥取県定住機構
理事長 印

令和 年度移住希望者の新規開拓・移住者の定着促進に係る民間活動推進事業
補助金概算払決定通知書

令和 年 月 日付鳥定住第 号で交付決定したこの補助金について、下記のと
おり概算払しますので、通知します。

記

- 1 交付決定額
金 円
- 2 概算払額
金 円
- 3 交付時期
本通知書送付後、速やかに支払

担 当	公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構	前田・山崎
電 話	0857-50-0137	
ファクシミリ	0857-50-0136	